

勝沼ナーシングセンター 訪問リハビリテーション運営規程

(運営規定設置の主旨)

第1条 医療法人景雲会が開設する勝沼ナーシングセンター 訪問リハビリテーション（以下「当事業所」という）において実施する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 訪問リハビリテーションは、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所の従事者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法及び言語療法等の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持向上を図る。

2 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他保健医療福祉サービス提供者との綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

(施設の名称及び所在地)

第4条 当事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 施設名 | 勝沼ナーシングセンター 訪問リハビリテーション |
| (2) 開設年月日 | 平成27年9月1日 |
| (3) 所在地 | 山梨県甲州市勝沼町菱山中平4300 |
| (4) 電話番号 | 0553-44-5311 |
| (5) 管理者名 | 岩村 顕三 |

(従業者の職種、員数)

第5条 訪問リハビリテーション等の従事者の職種、員数は次の通りであり、必要職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名【老健兼務】
- (2) 医師 1名【老健兼務】
- (3) 理学療法士 1名以上【老健兼務】
作業療法士 1名以上【老健兼務】
言語聴覚士 1名以上【老健兼務】

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者は、訪問リハビリテーション等に携わる従業者の管理、利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。
- (2) 医師及び理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、診療又は運動機能検査、作業療法検査等をもとに、共同して訪問リハビリテーション計画を作成し、適正な訪問リハビリテーション等を提供する。

(営業日及び営業時間)

第7条 訪問リハビリテーション等の営業日及び営業時間は、以下の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
但し、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後4時30分までとする。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下の通りとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。 通常の実施地域を超えて1kmにつき20円。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

甲州市、笛吹市春日居町、笛吹市御坂町、笛吹市一宮町、山梨市の区域とする。

(従業者の服務規律)

第10条 従業者は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、利用者に対して人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。また、常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。

(従業者の質の確保)

第11条 従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(従業者の勤務条件)

第12条 従業者の就業に関する事項は、別に定める医療法人景雲会の就業規則による。

(従業者の健康管理)

第13条 従業者は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

(事故発生時の対応)

第14条 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(守秘義務)

第15条 従業者に対して、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、従業者が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(相談・苦情処理)

第16条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第17条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営に関する重要事項)

第18条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

- 2 訪問リハビリテーション等に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人景雲会の役員会において定めるものとする。
- 3 当事業所は、適切な訪問リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この運営規程は、平成27年9月1日より施行する。

平成27年9月19日 改定

平成28年4月22日 改定

令和3年4月5日 改定